

## 社会調査倫理綱領

### 〔策定の趣旨と目的〕

社会調査士資格認定機構は発足にあたって、企画から実施、結果の報告に至る社会調査の全過程において依拠すべき基本原則と理念を定め、これを「社会調査倫理綱領」として社会的に宣言する。

本綱領は、当機構が資格を認定する社会調査士・専門社会調査士のみならず、ひろく社会調査に従事する者（以下、「調査者」と述べる。調査員を含む）が、また社会調査に関する研究・教育にあたる者が、社会調査の目的と手法のいかんを問わず、心がけるべき倫理綱領である。調査者は、調査対象者および社会の信頼に応えるために、本綱領を十分に認識・遵守し、社会調査を公正かつ客観的に実施しなければならない。社会調査は、調査対象者の協力があってはじめて成立することを自覚し、調査対象者の立場を尊重しなければならない。また社会調査について教育・指導する際には、本綱領にもとづいて、社会調査における倫理的な問題について十分配慮し、調査員や学習者に注意を促さなければならない。

社会調査士資格認定機構は、機構内に社会調査倫理委員会を置き、本綱領の解釈及び社会調査を企画・実施するにあたって予測されうる特定の問題に対してどのように対処すべきかなどに関する質問・相談に対応するとともに、本綱領にもとづいて、社会調査に関するさまざまな相談や苦情の受けつけなどにあたる。

学術的な研究は本来創造的な行為であるとして、学問研究・表現の自由という観点から、本綱領の諸規定を調査・研究上の過剰な制約や桎梏と受け止めるむきもあるやもしれない。本綱領は、学問研究・表現の自由を阻害することを意図するものではない。いかに高邁な研究目的であろうとも、研究者の社会的責任と倫理、調査対象者の人権やプライバシーの保護、被りうる不利益への十二分な配慮などの基本的原則を忘れては、調査対象者の信頼および社会的理解を得ることはできない。とくに通常とは異なる調査手法を導入する場合には、採用した調査手法の特質とその必然性、起こりうる社会的影響について調査者は自覚的でなければならない。本綱領の各規定それぞれは、調査者への自覚の要請でもある。社会調査の発展と質的向上、社会調査にもとづく創造的な研究の一層の進展のためにも、本綱領は社会的に要請され、必要とされている。

**第1条** 社会調査は、常に科学的な手続きにのっとり、客観的に実施されなければならない。調査者は、絶えず調査技術や作業の水準の向上に努めなければならない。

**第2条** 社会調査は、実施する国々の国内法規及び国際的諸法規を遵守して実施されなければならない。調査者は、故意、不注意にかかわらず社会調査に対する社会の信頼を損なうようないかなる行為もしてはならない。

**第3条** 調査対象者の協力は、自由意志によるものでなければならない。調査者は、調査対象者に協力を求める際、この点について誤解を招くようなことがあってはならない。

**第4条** 調査者は、調査対象者から求められた場合、調査データの提供先と使用目的を知らせなければならない。調査者は、当初の調査目的の趣旨に合致した2次分析や社会調査のアーカイブ・データとして利用される場合および教育研究機関で教育的な目的で利用される場合を除いて、調査データが当該社会調査以外の目的には使用されないことを保証しなければならない。

**第5条** 調査対象者が求めた場合には、調査員は調査員としての身元を明らかにしなければならない。

**第6条** 調査者は、調査対象者のプライバシーの保護を最大限尊重し、調査対象者との信頼関係の構築・維持に努めなければならない。社会調査に協力したことによって調査対象者が不利益を被ることがないように、適切な予防策を講じなければならない。

**第7条** 調査者は、調査対象者をその性別・年齢・出自・人種・エスニシティ・障害の有無などによって差別的に取り扱ってはならない。調査票や報告書などに差別的な表現が含まれないよう注意しなければならない。調査者は、調査の過程において、調査対象者および調査員を不快にするような性的な言動や行動がなされないよう十分配慮しなければならない。

**第8条** 調査対象者が年少者である場合には、調査者は特にその人権について配慮しなければならない。調査対象者が満15歳以下である場合には、まず保護者もしくは学校長などの責任ある成人の承諾を得なければならない。

**第9条** 記録機材を用いる場合には、原則として調査対象者に調査の前または後に、調査の目的および記録機材を使用することを知らせなければならない。調査対象者から要請があった場合には、当該部分の記録を破棄または削除しなければならない。

**第10条** 調査者は、調査記録を安全に管理しなければならない。とくに調査票原票・標本リスト・記録媒体は厳重に管理しなければならない。

#### 付則

- (1) 本綱領は2003年11月29日より施行する。
- (2) 本綱領の変更は、社会調査士資格認定機構理事会の議を経ることを要する。